

兵庫県立神戸高等学校陸上競技部OB会会則（改訂版）

第 1 章 総 則

第1条 本会は兵庫県立神戸高等学校陸上競技部OB会と称する

第2条 本会の事務所は神戸市中央区加納町 4-3-2 近藤ビル4階（株）こんどう内に置く

第3条 本会は母校陸上競技部の発展と会員相互の親睦を目的とする。

第 2 章 事 業

第4条 本会は第3条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 母校陸上競技部に対する支援と援助。
2. 会員名簿の作成。
3. 会誌の作成
4. その他目的達成のため必要な事業。

第 3 章 会 員

第5条 本会の会員は次の通りとする。

1. 通常会員 兵庫県立神戸高等学校陸上競技部の部員であった者。
2. 特別会員 同部の部長、顧問であった者。
3. 協賛会員 前2項に掲げる以外の者で、本会の趣旨に賛成し、総会で入会を承認された者。

第 4 章 役 員

第6条 本会には次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 2名
3. 評 議 員 卒業回毎に1名
4. 代表評議員 5年毎の評議員の中から1名
5. 幹 事 長 1名
6. 会 計 1名
7. 庶 務 1名

第7条 役員は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ありたる場合、1名がこれを代理する。
3. 評議員は評議員会の構成メンバーとして会務を運営する。
4. 幹事長は本会の担当する年度の事務担当の責任を負う。
5. 会計は役員会の都度、書面で会計途中報告をし、承認を得た決算を総会に報告する。
6. 代表評議員は、5年毎の評議員を代表し、総会での決定事項等必要な事項を担当回生の評議員に伝達する等により、担当回生を一義的に統括する。

7. 庶務はOB会の事務全般にわたる担当の責任を負う。

第8条

- 役員を選出は次の通りとする。
1. 会長、副会長、会計、庶務は、総会において選任する。
 2. 評議員は卒業年度毎に1名、代表評議員は5年毎の評議員の中から1名、互選により選任する。
 3. 幹事長は幹事の互選により選任する。

第9条

- 役員任期は次の通りとする。
1. 幹事長を除く役員任期は2年とし、再任を妨げない。
 2. 幹事長任期は1年とする。

第5章 機関

第10条

- 本会を運営するため次の機関を置く。
1. 総会
 2. 役員会
 3. 評議員会

第11条

本会の事務の執行及び母校陸上競技部の現状把握等本会の事務遂行に必要な情報収集の任に当たる者として幹事を置く。
幹事は当該定時総会時卒業4年目の会員とする。

第12条

総会は本会の最高意思を決定する。

第13条

- 総会は次の場合に開かれる。
1. 毎年8月に開催される定時総会。
 2. 会長もしくは評議員が必要と認めた時。

第14条

総会は会日の2週間前に会議の目的、日時、場所を記載した書面を送付し、会長が招集する。

第15条

総会は出席者数に関係なく成立し、決議は出席した通常会員、特別会員の過半数によりなし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第16条

総会の議長及び書記は出席した通常、特別会員の中から総会において選任する。

第17条

- 次の事項は総会において決定する。
1. 会則の改正。
 2. 予算及び決算の承認。
 3. 代表評議員、評議員及び幹事長を除く役員を選任。
 4. 協賛会員の入会の承認。
 5. その他の重要な事項。

第18条

- 評議員会及び役員会の内容は、次の通りとする。
1. 評議員会は会長、副会長、評議員（代表評議員

を含む)、会計、庶務及び幹事長で構成され、総会の決議に関する事項を実施するため必要な細則、その他緊急事項につき総会に代わって決定することができる。

但し、緊急事項の内重要と思われるものは総会の承認を得ることを要する。

2. 役員会は会長、副会長、会計、庶務、代表評議員及び幹事長で構成され、総会及び、評議員会の決議に関する事項について原案を立案する。

3. 評議員会、役員会は必要に応じて適当な方法により会長が招集する。

第19条 評議員会は出席者数に関係なく成立し、その決議は出席者数の過半数をもってなし、可否同数の時は会長が決する。

第 6 章 会 計

第20条 本会の経費は会費、寄付金品、その他の収益をもつてまかなう。

第21条 会費は年間1口3,000円とする。

第22条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

附則 本会則は昭和58年8月11日より施行する。

附則 平成25年8月12日一部改正、施行。